

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
株式会社ビフォーム	ひたちなか市東石川3403-1	2-021189

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2 指名停止措置期間

令和4年8月20日 ~ 令和4年9月19日 (1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社ビフォームは令和4年7月8日(金)午後6時20分ごろ, 本市発注の高場第1アパート給水管更生工事において, 作業に使用していた脚立の安全管理が不足したことにより, 市営高場第1アパートの住人が軽傷を負う事故を発生させた。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第1に掲げる(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)第5項(4)に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表第1〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	当該認定をした日から
5 市発注工事等の施工に当たり, 安全管理の措置が不適切であったため, 公衆に死亡者又は負傷者を生じさせ, 又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	
(1) 公衆に複数の死亡者を生じさせたとき。	4月以上6月以内
(2) 公衆に死亡者を生じさせたとき。	3月
(3) 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき, 又は重傷者が生じたとき。	2月以上3月以内
(4) 公衆に負傷者(軽傷)を生じさせたとき。	1月
(5) 重大な損害を与えたとき。	2月以上3月以内
(6) 損害を与えたとき。	1月以上2月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2-10-1
電話 029-273-0111